

## 旭川流域懇談会 傍聴要領

### (趣 旨)

この要領は旭川流域懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、議事を円滑に進めるため、傍聴に係る必要な事項を定めたものです。

### (傍 聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記載してください。
- 2) 傍聴者数については可能な限り確保することとしますが、会場の都合により満席となった場合は、入室を制限することがあります。
- 3) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守してください。
  - 会議における言論への批判、可否の表明、拍手などをしない。
  - 私語、談論などをしない。
  - プラカード、はちまき、腕章の類などをしない。
  - 許可なく写真やビデオ撮影、録音などをしない。
  - 携帯電話などを使用しない。前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり議事の妨害となるような行為を行わない。
- 4) 傍聴者が前号に掲げる事項を遵守しない場合は、座長より傍聴者へ退室を指示する場合があります。
- 5) 委員による会議の非公開の決定があった場合又は座長が退室を指示した場合は、傍聴者は速やかに退室してください。
- 6) 以上のほか、傍聴者は事務局職員の指示に従ってください。

以上

# 旭川流域懇談会 一般傍聴者受付簿

) 懇談会の傍聴を希望される方は、下記へ氏名をご記入下さい。

No	氏名	備考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		